

中東情勢を踏まえた燃料油・石油製品の安定供給確保及び 重要物資の安定的な供給確保の対応状況

2026年6月

中国経済産業局 地域経済部

原油の代替調達の現時点の動向

- ① 原油について、6月の代替調達は、8割程度の調達に目途。
- ② 中東や米国に加え、中南米、アジア太平洋、5月には中央アジア、6月にはアフリカにも原油調達先が拡大される予定であり、原油調達先の多角化が進展。
- ③ 7月の代替調達についても、6月の水準を更に上回る水準を確保するべく、最大限取り組む。
- ④ 仮に「6月以降は5割しか代替調達が実現しない」という保守的な仮定を置いて、年を越えて日本全体として必要となる石油の量が確保できる見通しが立っているところ。



注1：4月の実績値は製油所に到達した原油量の総量であり、各種統計との誤差が生じることがある。

注2：5月25日時点。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じ得る。

注3：上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

(参考) 国家石油備蓄の放出

- **5月上旬以降、新たに、国家備蓄原油を約20日分※放出。**代替調達の進展により、放出日数を抑制。民間備蓄義務量（55日分）は維持。

※代替調達率は、輸送上のリスクが顕在化しても備蓄放出で対応できるよう、保守的に4割と設定。

- **ナフサを含め、燃料油以外の用途にも供給を継続**し、安定供給に万全を期す。

備蓄放出のスケジュール

3/11 (水)

- 総理による備蓄放出方針の発表
 - 国家備蓄原油の30日分の放出
 - 民間備蓄原油の15日分の放出
 - 産油国共同備蓄の放出

3/16 (月)

- 民間備蓄原油の放出を開始（15日分）
- 国家備蓄放出の決定

3/26 (木)

- 国家備蓄原油の第一弾放出開始（30日分）
- 産油国共同備蓄の放出開始（約6日分）

5月上旬～

- 国家備蓄原油の第二弾放出開始（約20日分）

※ 日数はいずれも備蓄法基準。燃料油が算定の対象であり、ナフサ等への供給分は算定に含まない（IEAの考え方と同様）。

5月の調達見込み

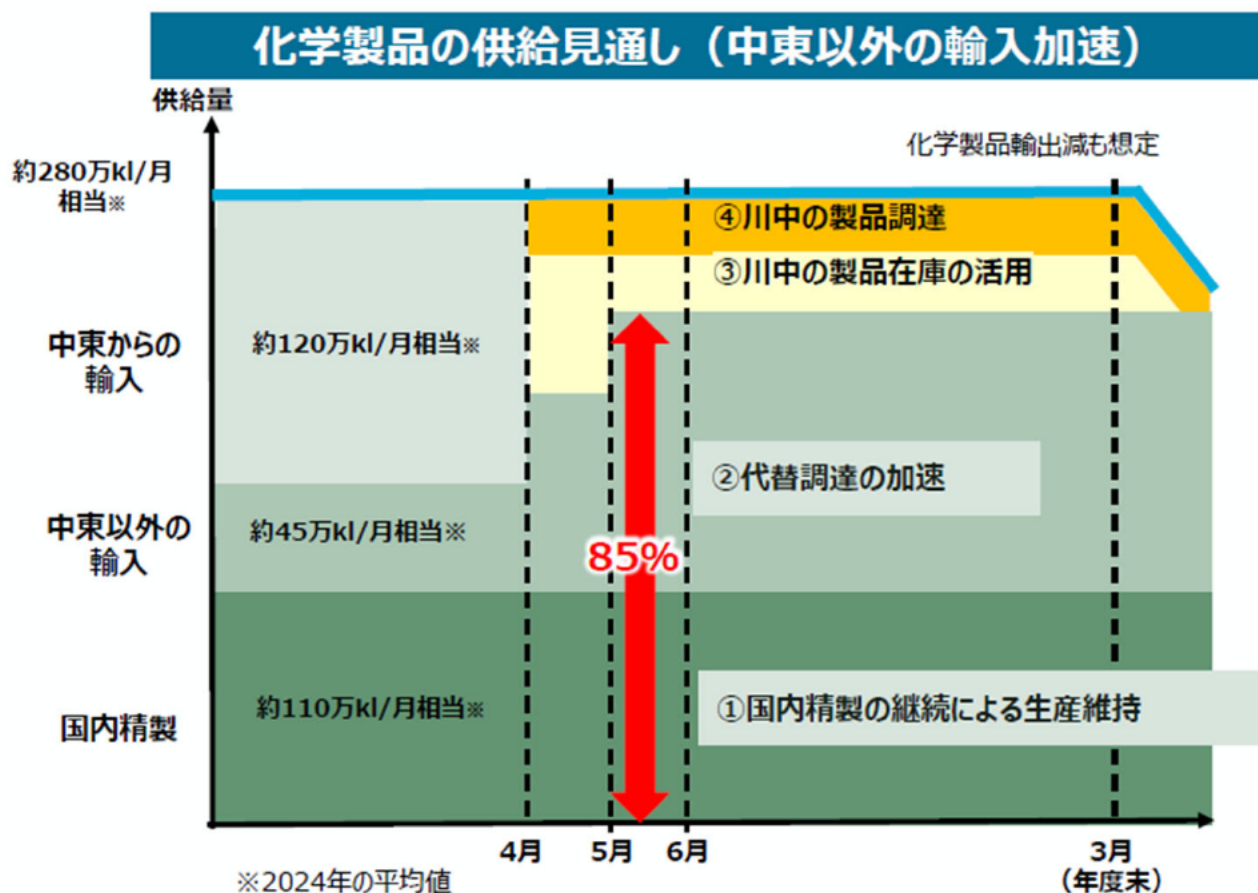
国家備蓄放出
約20日分※

+

代替調達

ナフサ由来の化学製品の需給見通し

- 国内でのナフサの精製を継続していることに加え、代替調達で、従来の85%の水準まで回復。
- 川中の製品輸入が大幅に進み、4月の川中在庫の活用は、0.1ヶ月分（1.8→1.7カ月）に抑えられた。
- このため、ナフサ由来の化学製品を含む石油製品は、「年度を越えて」、供給継続が可能となる見込み。

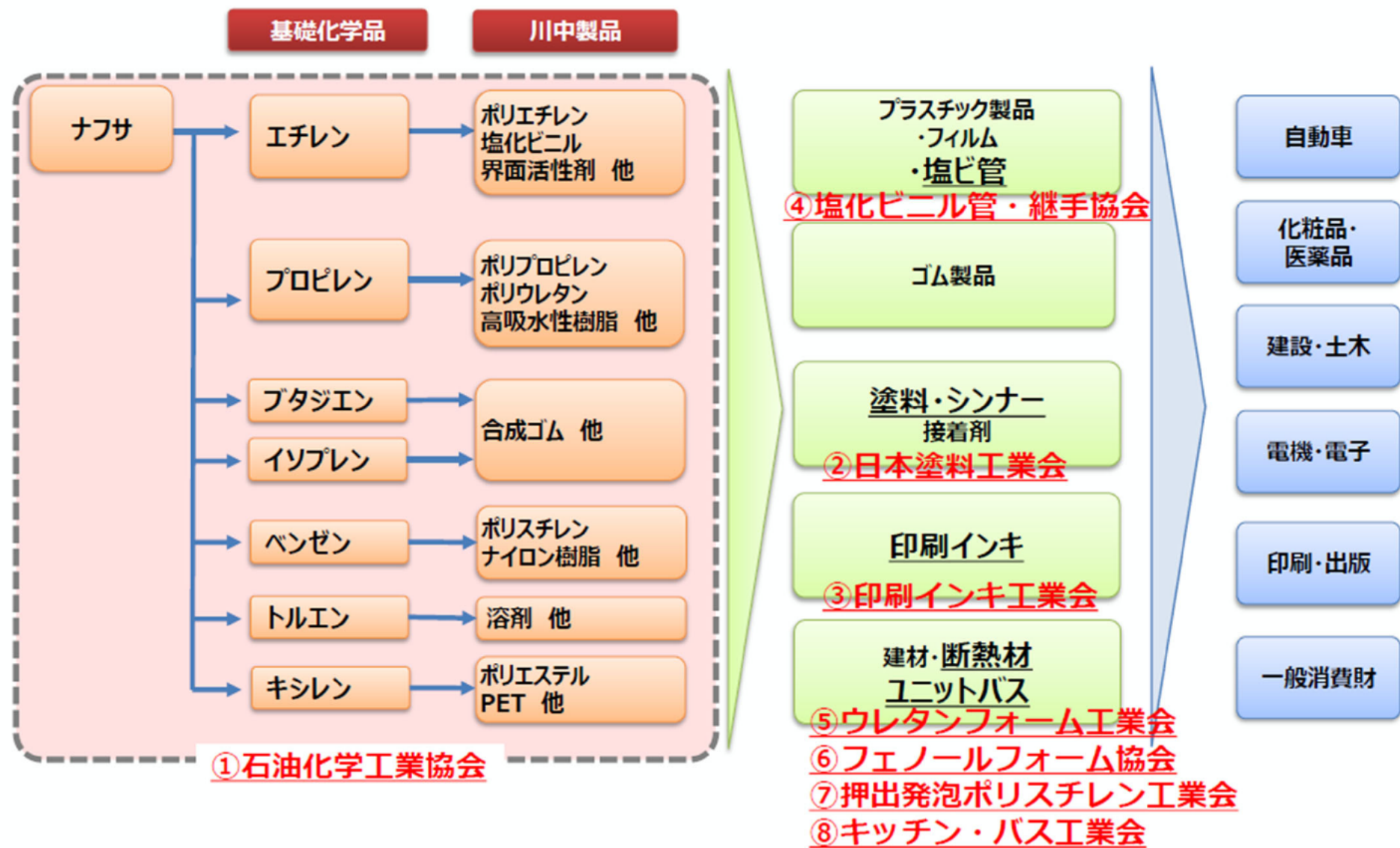


化学製品の安定供給の見通し

- 川上の石油化学工業協会に加え、川中・川下の塗料、シンナー、塩ビ管、断熱材の産業界は、
①足下の供給量は安定・増加し、②今後も継続的に供給できる見通しであることを発信。

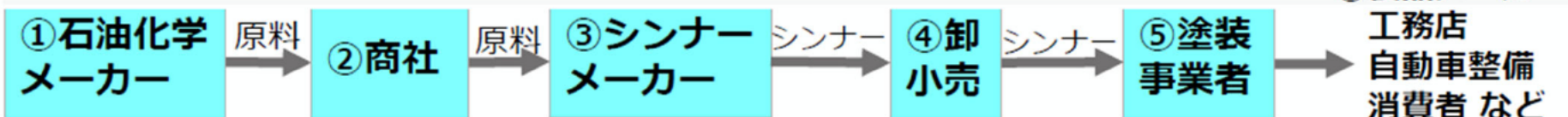
主な製品	業界団体	足下の供給状況	今後の供給見通し
ポリエチレン ポリスチレン 等	①石油化学工業協会 (5/27)	<ul style="list-style-type: none"> ● 3、4月：全体として供給は維持 ● 在庫：国内需要の3ヶ月以上の水準を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中東以外からの輸入ナフサは5月は大幅に増加見込み ● <u>5月以降も平年並みの供給が見込まれ、引き続き需要を満たすべく安定供給を維持</u>
塗料、 シンナー	②日本塗料工業会 (5/29)	(出荷前年同月比) <ul style="list-style-type: none"> ● 3月：塗料111%、シンナー115% ● 4月：塗料115%(シンナー6/12公表予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>5月以降も引き続き平年並み以上の供給を継続</u>
印刷インキ	③印刷インキ工業会 (5/29)	<ul style="list-style-type: none"> ● 3、4月：出荷量は前年同月比105%、106% 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>5月以降においても供給に問題は生じておらず、平年並みの安定供給が可能と見込む</u>
塩ビ管、 塩ビ継手	④塩化ビニル管・継手協会 (5/29)	<ul style="list-style-type: none"> ● 3、4月：前年同月を上回る生産量、出荷量を達成 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>5月以降、平年並の生産、出荷を維持できる見込み</u>
断熱材	⑤ウレタンフォーム工業会 (5/28)	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体では通常時と同様に生産・出荷を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>今後も前年同月並の生産・供給量を維持できる状況</u>
	⑥フェノールフォーム協会 (5/28)	<ul style="list-style-type: none"> ● 3、4月：前年同月以上の供給を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>5月以降も平年並みの生産ができる見通しが立つ</u>
	⑦押出発泡 [®] ポリスチレン工業会 (5/29)	<ul style="list-style-type: none"> ● 3、4月：前年同月同レベルの供給を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>5月以降も、前年同月同レベルの安定供給が可能となる見込み</u>
ユニットバス	⑧キッチン・バス工業会 (5/29)	<ul style="list-style-type: none"> ● 3、4月：出荷台数は、前年同月比102%、99% 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>通常時の発注を前提に安定的な製品供給の維持が可能となる見込み</u>

(参考) 見通しを発信した製品



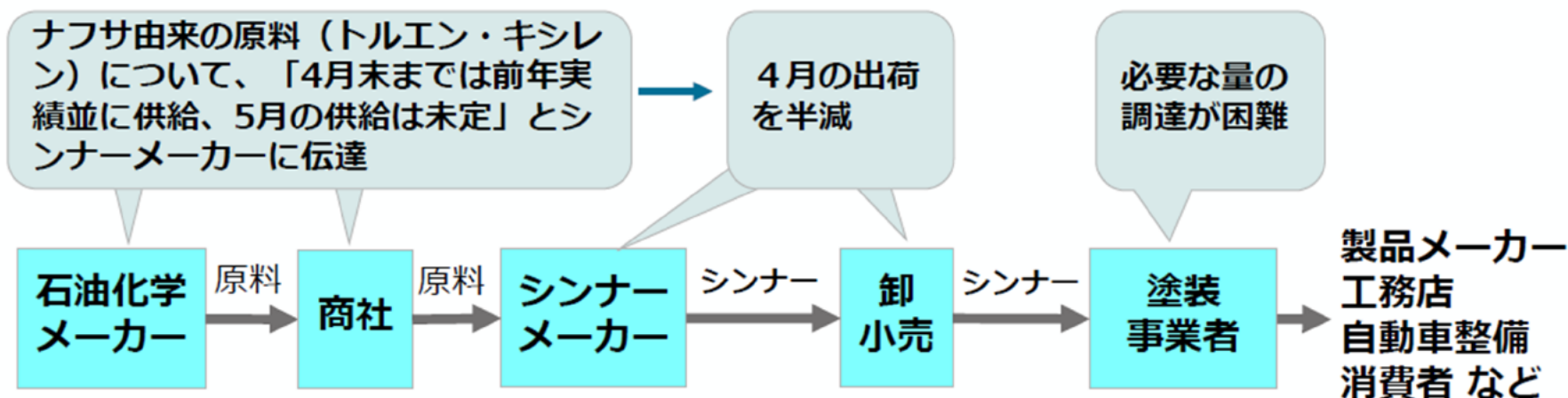
塗料・シンナーの目詰まりの主な類型

- これまでの供給の偏りや流通の目詰まりは、主に以下3つに類型化。



類型	事例	解消策
<p>【1】 原料・製品の供給見通しが共有されず、供給量を抑制（①～③）</p>	<p>石油化学メーカー（①）が、「4月は前年並み、5月以降の供給量未定」と供給先に伝えたところ、<u>商社（②）やシンナーメーカー（③）が、万が一の供給制限に備えて、4月分から供給量を半減させた。</u></p>	<p>経産省から、商社やシンナーメーカーに対し、川上企業が供給継続する見通しを伝え、目詰まり解消。</p>
<p>【2】 事業者間でのタイムリーなコミュニケーションが不足（③～④）</p>	<p>3月半ばに、<u>シンナーメーカーA社（③）が4月以降のシンナー供給制限を卸小売B社（④）に通知。</u> 4月半ばには、<u>シンナー供給量が通常通りに回復したが、A社はB社に連絡せず、またB社からA社へも確認しないままだったため、B社への供給状況が改善せず。</u></p>	<p>経産省から、卸小売りB社に対し、原料・シンナーの供給改善状況を伝え、B社がシンナーメーカーA社に連絡をとり、目詰まり解消。</p>
<p>【3】 川下が実績以上の発注をすることで出荷が混乱（③～⑤）</p>	<p>建設事業者から大規模修繕工事の一部を受託した<u>塗装事業者C社（⑤）は、通常2週間毎にシンナーを調達しているが、不足を心配し、卸小売りD社（④）に全工事期間1.5ヶ月分のシンナーを一括発注。</u> <u>D社を含め大量受注を受けたシンナーメーカーE社（③）が出荷調整に時間を要し、出荷遅延が発生。</u></p>	<p>経産省から、塗装事業者C社に、通常通りの頻度・量での発注を要請。C社が卸小売D社に通常通りの頻度・量を発注し、目詰まり解消。</p>

シンナーのサプライチェーン（国内有カメーカーの例）



- ➡ サプライチェーン間で原料の供給見通しを共有することで解消済み。
- ➡ この事例のようにシンナーの供給量を回復するため以下の要請を実施。

<経済産業省からシンナー等関係事業者に対する要請(4月13日) (抜粋)>

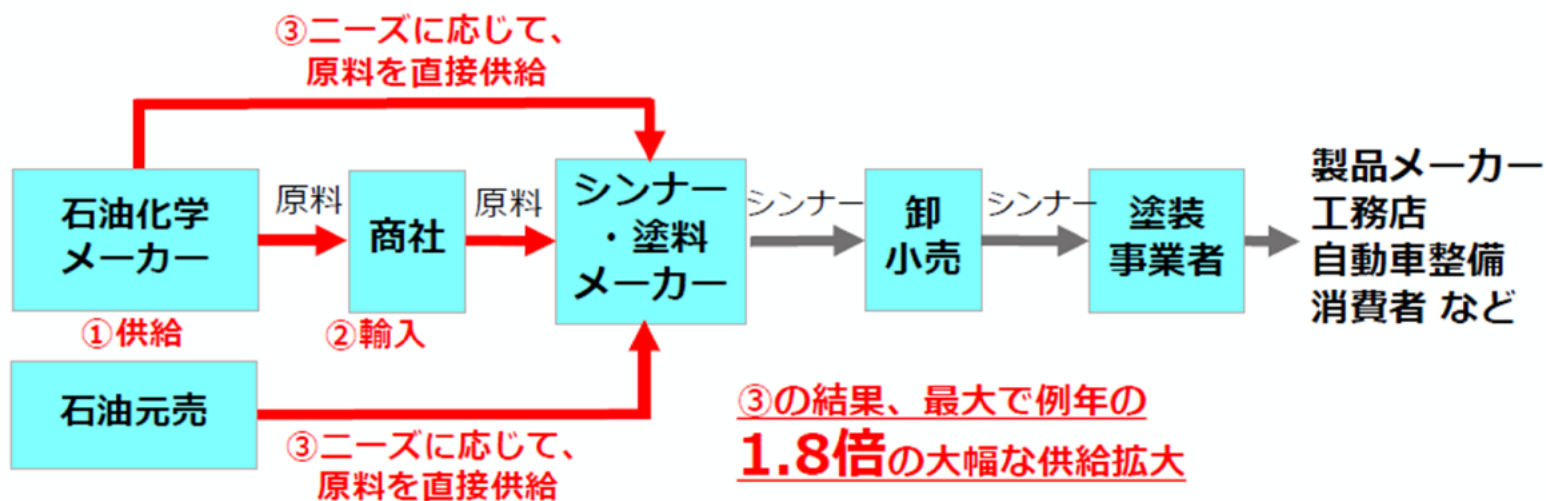
川上側の石油化学企業において、シンナー原料となるトルエンやキシレンについて、国内向け供給は前年実績並に継続されている状況にあります。

原料調達に課題が生じている場合には、それ自体を理由に即座に生産を抑制するのではなく、速やかに経済産業省又は関係事業者にご相談頂くようお願いいたします。

個別具体的な調査の上、当該シンナー製造事業者に対して原料が確実に行き届くよう、サプライチェーン上の調整を行ってまいります。

トルエン等の大幅増産：シンナー・塗料の目詰まり解消対策

- ナフサ由来の化学製品については日本全体として必要な量は足りているものの、依然として、塗料・シンナー等の供給の偏り・流通の目詰まりが生じていることを踏まえ、今般、これらの原料となるトルエン等について、シンナー・塗料メーカーからの要請に応じて、最大で例年の1.8倍の大幅な供給拡大を実施する。
 - これにより、国内の平時の需要を大幅に上回る塗料・シンナーが今後大量に供給されることを見込まれるため、地方も含めた工務店等に塗料・シンナーが行き渡ることを狙う。
- ①石油化学メーカーによる供給、②商社による輸入に加え、③石油元売が原油を精製する段階で得られるトルエン等を、直接シンナーメーカー向けに供給するルートを強化。



(参考) サプライチェーン全体での製品供給

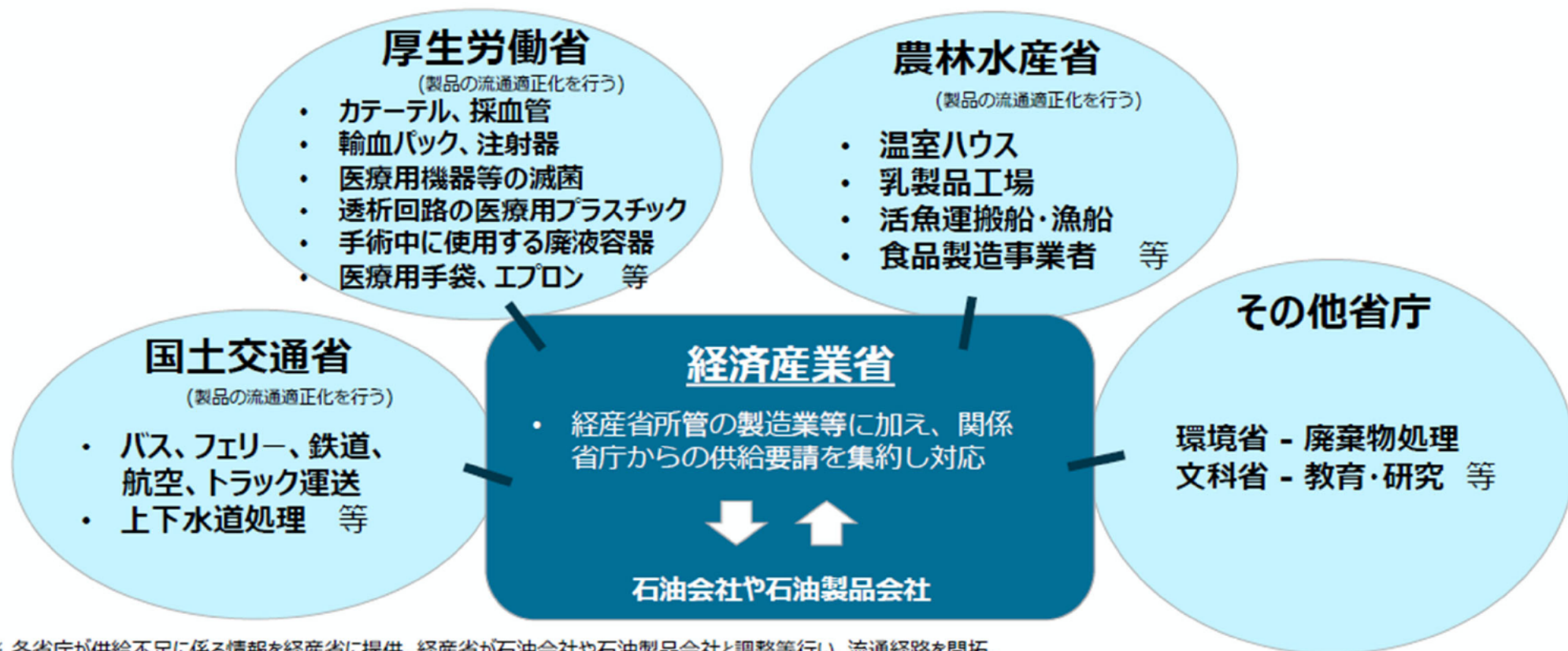
① 不足製品への振り向け調整

② どのサプライチェーンも各層の在庫を活用して、少なくとも年を越えて供給の目途



供給支援に向けた関係省庁との体制構築

- 国民の皆様の命と暮らしを守るという観点から、高市総理の指示を踏まえ、工業のみならず農業、医療等に関係するものも含むサプライチェーン全体について対応方針を取りまとめる。
- 人命に関わるものを最優先に、ひとつひとつ迅速かつ丁寧に解決につなげていく。



※ 各省庁が供給不足に係る情報を経産省に提供。経産省が石油会社や石油製品会社と調整等を行い、流通経路を開拓。

石油の流通円滑化対策の強化

- 日本全体の石油供給は足りているが、流通段階で目詰まりが発生しているため、対策を一層強化。
 - ①政府の重要物資タスクフォースの要請に基づき、重要施設向けには元売から直接販売。
 - ②元売から卸事業者向け販売は、系列・非系列にかかわらず、前年同月比同量を基本とするよう、大手元売事業者に要請。 加えて、大手卸売事業者にも、これに準じた要請を実施。

石油の流通円滑化対策

①直接販売ルート新設

- 政府のタスクフォースが認めた重要施設（医療・交通・公共サービス・農業・水産業・畜産業・重要物資の製造業等）向けは元売が直売

石油元売

卸事業者

需要家

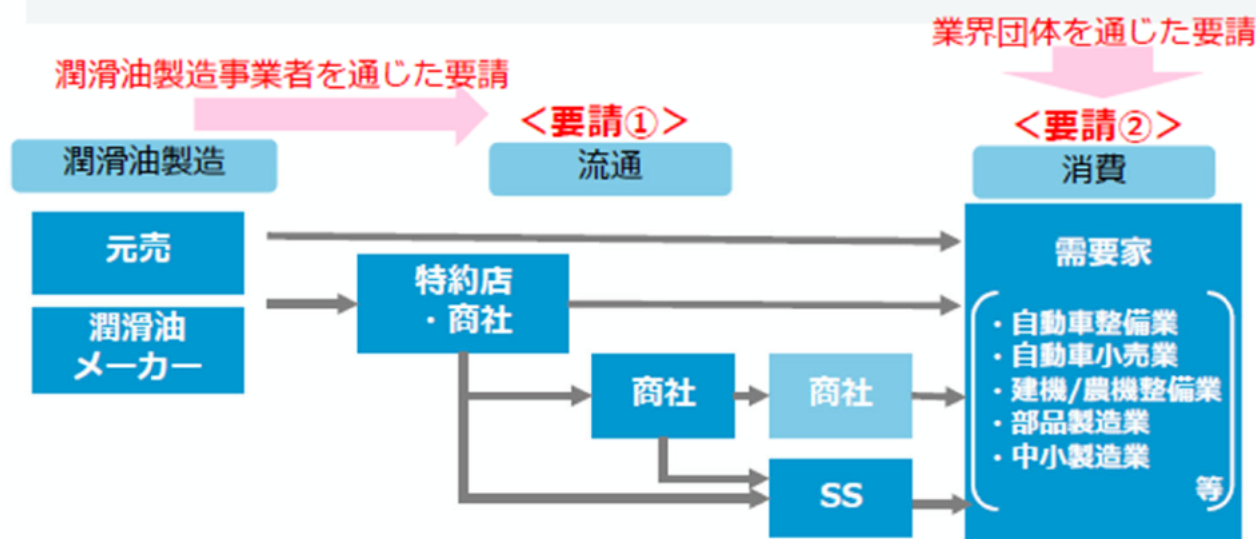


②流通段階の対策強化

- 前年同月比で同量の販売が基本

潤滑油の安定供給に向けた取組

- 日本全体で必要な量は確保されているが、3月下旬から供給不安を抱く流通事業者・需要家が大量発注したことで、一部で供給に偏りが発生したため、4月17日（金）に潤滑油製造事業者に対し、前年同月比同量の販売に向けた取組を要請。
- それ以降も、工作機械向けの機械油や自動車向けのエンジン油を中心に供給不安を抱く需要家からの相談件数は増加傾向。
- サプライチェーン構造が多様かつ多層的であることを踏まえ、潤滑油製造事業者から、下流の取引先に対し、前年同月比同量を基本とした購入と、困った場合の経産省への情報提供を呼びかけるとともに、分かりやすいチラシを展開するよう要請（要請①）。
- また、エンジン油を使用する自動車整備業、自動車用品小売、建機・農機整備業、及び機械油を使用する部品製造業、中小製造業の関係業界団体から、所属の需要家に同様の取組を行うよう要請（要請②）。



潤滑油（エンジン油や機械油など）を
購入予定の皆様へのお願い

潤滑油については、日本全体で、昨年とほぼ同量の供給を確保できています。一方、一部で前年を超える購入が行われることで供給に偏りや遅れが生じています。については、下記についてご協力をお願いします。

① 一時的な需給逼迫防止のため、前年同月比同量を基本とした購入にご協力をお願いします。
※商品の在庫状況は販売者により異なります。販売者から、別途、購入に関する案内がある場合は、そちらをご確認ください。

② 調達についてお困りの場合は、QRコードの経済産業省（中東情勢関連対策ファンストップポータル）まで、情報提供をお願いします。

経済産業省

接着剤の安定供給に向けた取組

<接着剤産業の概要>

- 接着剤は、多様な合成樹脂や溶剤等を原料とし、これらを用途に応じて配合して製造。
- 本年3月の生産量は前年同月比0.9%増であり、前年を上回る量を供給。

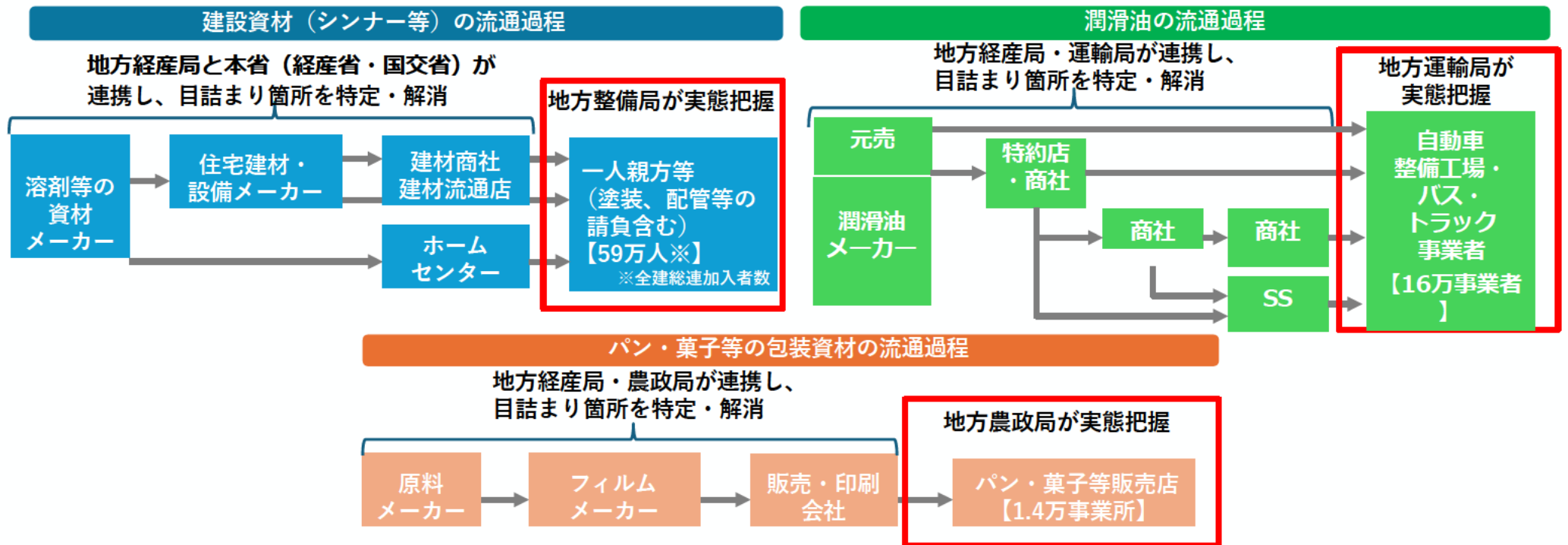


<政府及び接着剤産業の対応>

- ➡ 4月13日、経産省が、溶剤等関係事業者に対し、接着材の原料となる溶剤の安定供給確保を要請。翌4月14日、国交省が、住宅業界等に対し、当該要請を周知。4月21日、両省が連携し、住宅・建材設備業界向けの説明会を実施。並行して、経産省が、生活製品業界に同じく周知。
- ➡ 供給の偏り解消に向けて、経済産業省の伴走のもと、サプライチェーン間の供給見通しを共有するとともに、メーカーの生産強化や在庫活用により対応。これら取組により、目詰まりを解消して供給を確保できた例あり。
- ➡ 4月20日、日本接着剤工業会が、「接着剤原料によって供給状況にばらつきはあるものの、当面の生産に大きな支障はなく、接着剤製品の安定供給に向けた取り組みを進めている」旨を周知するとともに、需要側に対し、①通常の事業活動に基づく適正な購買・在庫水準の維持、②過度な先行発注や買い占め行動の自制等を協力要請。

川中～川下の流通過程における「目詰まり対策」の強化

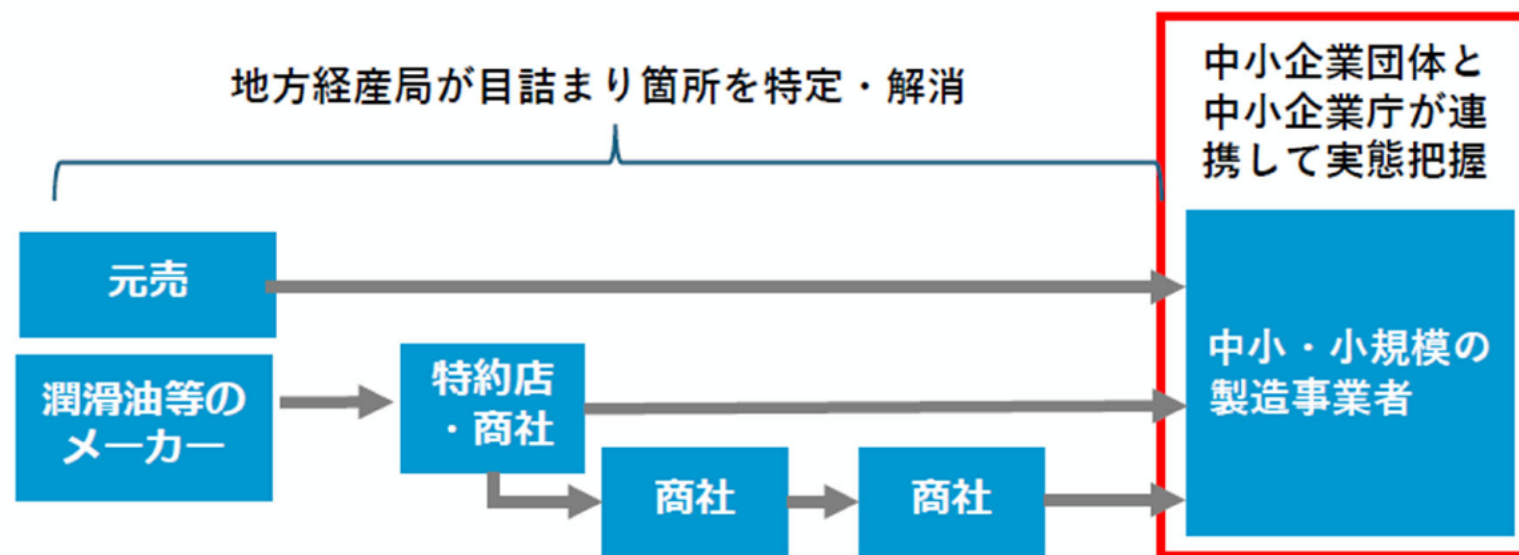
- 「日本全体として量は足りている」が、川中から川下への流通過程において「目詰まり」が発生。
 - このため、取引先との交渉力が強くない小規模事業者が多い事業者について、地方整備局・運輸局・農政局が中心となって、各地の事業者への供給実態を把握し、地方経産局と連携の上、目詰まり箇所の特定とその解消を図る。まずは、以下の事業者の実態把握を進め、順次、対象を拡大。
- ① 「工務店（一人親方等）」による「建設資材（塗料・シンナー・断熱材・塩ビ管・防水関係資材等）」の調達状況 [地方整備局]
 - ② 「自動車整備工場（バス・トラック等の運送会社を含む）」に対する「潤滑油・アドブルー」の供給状況 [地方運輸局]
 - ③ 「パン・菓子等販売店」に対する「包装資材」の供給状況 [地方農政局]



中小の製造業の目詰まり対策の強化

- 川中～川下における中小・小規模の製造事業者の石油製品等の目詰まり解消に向けて、中小企業庁と中小企業団体が連携し、中小企業団体が行う指導・経営相談を通じて、プッシュ型支援で中小・小規模事業者の情報提供窓口への情報提供を呼び掛けるとともに、目詰まりの実態を把握。
- その上で、地方経産局が目詰まり箇所を特定し、その解消を図る。

中小製造業の石油製品等の流通過程



中小企業・小規模事業者に対する支援

中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口

① 特別相談窓口の設置

全国の政府系金融機関、商工団体、地方経済産業局等に「特別相談窓口」を設置し、中小企業・小規模事業者に対する資金繰りや経営に関する相談受付を実施しています。

② セーフティネット貸付（詳細は次ページ）

- セーフティネット貸付の要件を緩和し、中東情勢の影響や原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響を受けていれば、数値要件を満たしていても、貸付の対象としています。
- また、中東情勢による影響により、最近における売上高等が前期に対し5%以上減少している場合には、基準利率から0.4%を控除します。

【岡山県】

機関名	支店名	連絡先	
日本政策金融公庫	岡山支店	中小企業事業	086-222-7666
		国民生活事業	0570-076-541
	津山支店	国民生活事業	0570-077-483
		倉敷支店	国民生活事業
商工組合中央金庫	岡山支店		086-225-1131
岡山県信用保証協会			086-243-1122
岡山商工会議所			086-232-2260
倉敷商工会議所			086-424-2111
津山商工会議所			0868-22-3141
玉島商工会議所			086-526-0131
玉野商工会議所			0863-33-5010
児島商工会議所			086-472-4450
笠岡商工会議所			0865-63-1151
井原商工会議所			0866-62-0420
備前商工会議所			0869-64-2885
高梁商工会議所			0866-22-2091
総社商工会議所			0866-92-1122
新見商工会議所			0867-72-2139
岡山県商工会連合会			086-224-4341
岡山県中小企業団体中央会			086-224-2245
岡山県よろず支援拠点			086-206-2180

中国経済産業局（広島市）	産業部 中小企業課	082-224-5661
中小企業基盤整備機構（広島市）	中国本部 企業支援部 企業支援課	082-502-6555

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

対象者

- 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

対象要件

- 最近3ヶ月の売上が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等
→ 特別相談窓口が設置された災害・事象による影響を受けた場合、数値要件を満たさずとも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象

制度内容

- 対象資金 設備資金及び運転資金
- 貸付限度額 中小企業事業：7億2,000万円
国民生活事業：7,200万円
- 貸付期間 設備資金20年以内、運転資金10年以内
- 据置期間 3年以内
- 貸付利率 基準利率（中小企業事業：2.55%、国民生活事業：3.25%）＜令和8年5月現在（注）＞

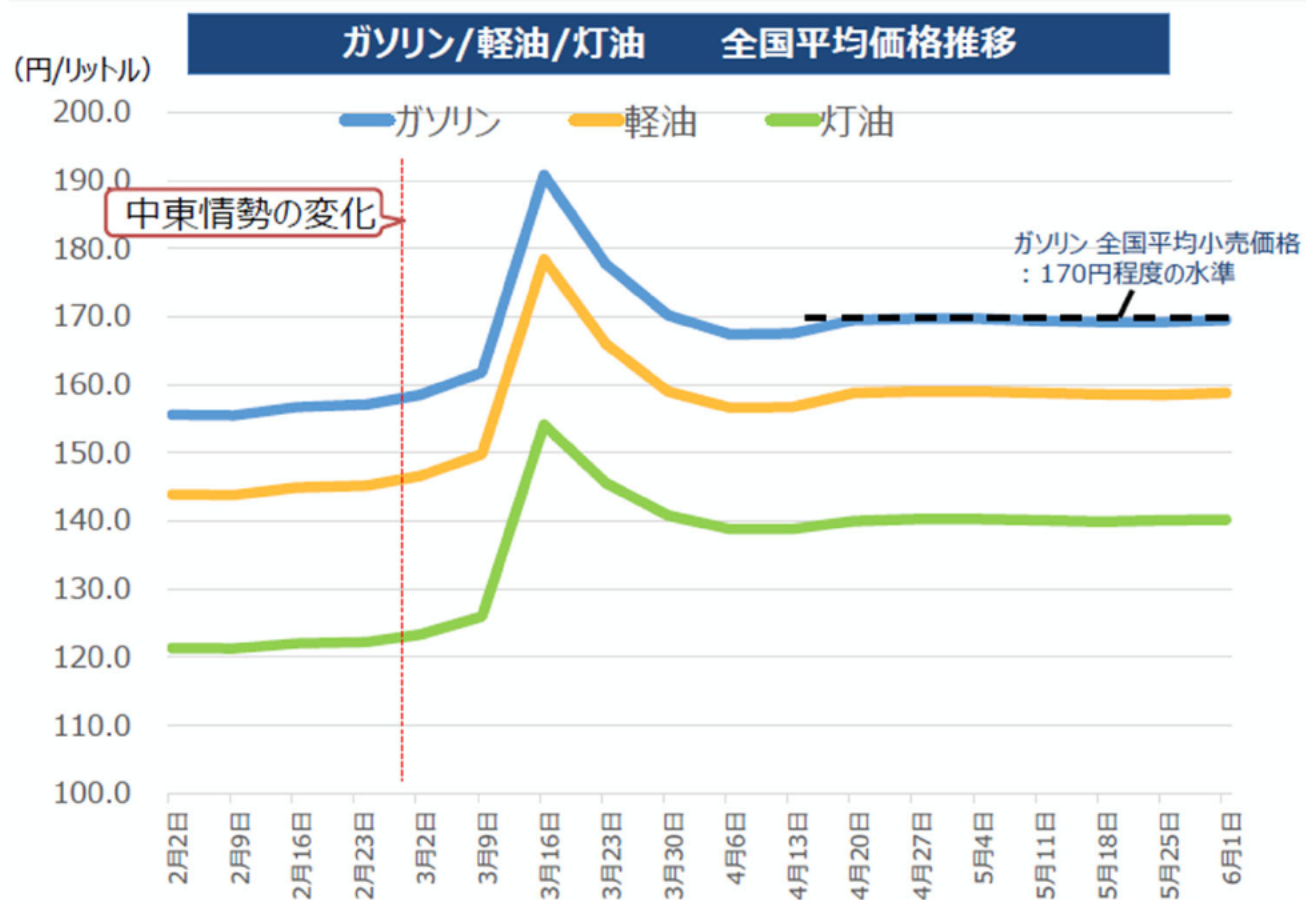
- 以下の要件に該当する場合は、上記利率から0.4%を控除
原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響または**中東**・ウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における**売上高**、売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している場合

（注）貸付期間5年以内の標準的利率。実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる。

4/1より、赤字部分を追加し、
金利引下げの対象要件拡充を実施

緊急的な激変緩和措置について

- 緊急的な激変緩和措置を3月19日（木）から実施。
- ガソリン小売価格を全国平均で1リッター当たり170円程度に抑制するための補助を実施。
軽油、灯油はガソリンと同額、航空機燃料はその4割を補助。
- これにより、制度開始前の3月16日（月）に190.8円であったガソリンの全国平均小売価格は、170円程度、軽油、灯油もそれぞれ159円程度、140円程度の水準に低下。



3月16日（月）
ガソリン 190.8円
軽油 178.4円
灯油 154.1円



ガソリン 170円程度
軽油 159円程度
灯油 140円程度
の水準

中東情勢を受けた政府の対応状況については、
以下から確認していただくことができます。

「中東情勢に関する関係閣僚会議」



<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chyutoujyousei/index.html>

経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省も、
中東情勢関連対策ワンストップポータルサイトを開設しています。

経済産業省 ワンストップポータルサイト

https://www.meti.go.jp/chuto_josei/index.html



中国経済産業局 ワンストップポータルサイト

<https://www.chugoku.meti.go.jp/mes/mes.html>

